

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	ほう酸水注入系ポンプ（A）本体下部のシール部にほう酸のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	気体廃棄物処理系排ガス放射線モニタの定例サンプリング実施時、サンプリング容器搬送装置用真空ポンプの自動停止を示す警報が発生したため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
3	2号機	補助海水系ポンプ（A）出口逆止弁の点検において、弁体シート面にライニングの一部剥離が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
4	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）出口弁の点検において、弁駆動部のリミットスイッチ部より潤滑油脂のリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
5	2号機	電気油圧式主タービン制御装置の点検において、制御用電磁弁及びリミットスイッチの機内配線端末部に配線被覆の劣化（芯線露出部の拡大）が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
6	2号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ出口ストレナ差圧指示スイッチの点検において、指示精度外れが認められたため、当該差圧指示スイッチを交換	GⅢ	
7	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（50-31）の点検において、窒素圧力漏洩検出器取付けコネクタ部に破損が認められたため、当該部を交換	GⅢ	
8	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-19）の点検において、アキュームレータ窒素ガス充填弁（V-111）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
9	2号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ入口温度信号変換器の点検において、計器校正不可が認められたため、当該計器を交換	GⅢ	
10	3号機	第24保全サイクル定期事業者検査「気体廃棄物処理系容器検査（T1）」の検査成績書において、検査手順のチェック記入欄に一部記入漏れが認められたため、対応検討	GⅢ	
11	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット軸受温度記録計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該記録計を点検・修理	GⅢ	
12	3号機	タービン建屋換気空調系低圧復水ポンプ室局所空調機の本体に腐食（5箇所）及び当該腐食箇所からの結露水の滴下（5秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
13	3号機	コントロール建屋換気空調系中央制御室空調機（A）のフィルタ差圧指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	GⅢ	
14	5号機	所内ボイラ設備用給水ポンプ（C）の起動時、同ポンプカップリング側軸受水切り部の部品が脱落したため、当該ポンプを点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	取水設備スクリーン装置のバー・スクリーン（D）に流木（1本、長さ：約1.5m）及びバー・スクリーン（E）にポリタンク（1個）が漂着しているため、当該漂着物を回収	対象外	
16	5号機	原子炉格納容器圧力制御器の圧力値デジタル表示部の一部（一の位）に表示不良が認められたため、当該制御器を点検・修理	G III	
17	6号機	「原子炉保護系インターロック機能検査（運2）」における「原子炉格納容器隔離弁論理回路の動作確認実施中、想定外の弁状態が確認されたため、当該検査を中断及び対応検討	G II	
18	6号機	原子炉建屋1階の南側2重扉内に設置されている構内連絡用電話の固定用部品の破損による脱落が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
19	6号機	雑固体廃棄物常設集積所において、線量当量率が投棄基準（1mSv/h）を超過している廃棄物（1袋）が認められたため、当該廃棄物を回収及び対応検討	G II	
20	6号機	廃棄物処理建屋ドラム缶詰め作業エリアのドラム缶移動用ホイスに動作不良が認められたため、当該ホイスを点検・修理	G III	
21	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備補助リレー盤（B）の端子台において、配線端子締付けビス（1本）にネジ山のつぶれが認められたため、当該ビスを交換	G III	
22	集中環境施設	使用済み制御棒減容装置による制御棒の切断作業時、制御棒回転操作駆動部のハンドルに動作不良が認められたため、当該減容装置を点検・修理	G III	
23	集中環境施設	廃液乾燥固化系遠心薄膜乾燥機の復水器ブロワ（B-B）本体締付けボルト部に凝縮水のにじみ跡が認められたため、当該部を点検・修理	G III	